

SOLAS II-1 章改正によるアンカーハンドリングウインチの新要件について (遡及要件)

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-1359（2025年8月8日付け）及び No.TEC-1361（2025年9月1日付け）にて揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチに関する要件が新たに SOLAS 条約 II-1 章第 3-13 規則に規定された旨、お知らせしておりました。

今般、アンカーハンドリングウインチの遡及要件に関しまして、改めて具体的な適用対象条件及び対応が必要な事項を追加情報としてお知らせいたします。

1. 適用対象及び船級符号への付記/設備符号

従前、弊会は、アンカーハンドリングウインチを搭載し、海洋構造物、浚渫船等の係留アンカーの設置、移設、揚収作業に従事する揚錨船には、申し込みに基づき、鋼船規則 O 編 8 章の規定を適用し、船級符号に「Anchor Handling Vessel (略号 AHV)」を付記しています。今回の SOLAS 条約改正の要件は、海中作業におけるアンカー及び係船索の配置、回収及び再配置のために使用されるウインチに対して、総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶に搭載される場合に強制適用となります。弊会では、関連要件を揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 2 編に規定しており、本要件を適用する船舶には設備符号「Anchor Handling Winch (略号 AHW)」を登録することとしています。

このことから、本要件を適用する船舶の船級符号への付記及び設備符号への対応は下記のとおりとしています。

(1) 揚錨船（船級符号への付記「AHV」有り）

設備符号「AHW」を追記する

(2) 揚錨船（船級符号への付記「AHV」無し^{*1}）

船級符号への付記「AHV」及び設備符号「AHW」を追記する

^{*1} これまで船級符号への付記「AHV」が強制ではなかったため、アンカーハンドリングウインチを搭載した揚錨船であっても当該付記がない場合があります。

(3) 上記以外であって、アンカーハンドリングのためにウインチを使用する船舶

設備符号「AHW」を追記する

2. 遡及適用の時期

今回の SOLAS 条約改正の要件は、2026 年 1 月 1 日以降に搭載されるアンカーハンドリングウインチに適用されることに加え、以下のアンカーハンドリングウインチにも遡及適用となります。適用時期については、下記のとおりとしています。

(1) 2026 年 1 月 1 日より前にアンカーハンドリングウインチを搭載^{*2}し、かつ完工した船舶

2026 年 1 月 1 日以降の最初の Safety Construction 証書（以下、「SC」という）の定期的検査（年次、中間又は更新検査）まで

(2) 2026 年 1 月 1 日より前にアンカーハンドリングウインチを搭載^{*2}し、完工が同日以降である船舶

SC 登録検査まで

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは [ClassNK のウェブサイト内「テクニカルインフォメーション」](#) でご覧いただけます。

*2 搭載とは契約上の納入日（或いは契約上の納入日がない場合には実際の納入日）を指す。

3. 遡及適用時に必要な対応

(1) 船級符号への付記「AHV」を追記する場合（前 1.(2)ご参照）

(i) 書類提出

以下の図面及び書類を検査の 1 ヶ月前までに弊社船体部へご提出ください。

[承認用]

- ・ 揚錨設備配置図
- ・ 揚錨設備支持構造図
- ・ 揚錨作業に関する復原性資料

[参考用]

- ・ 揚錨設備図
- ・ 揚錨設備の支持構造に対する強度計算書

(ii) 検査申込

図面審査完了後、以下に掲げる項目の検査をお申し込みください。

- ・ 図面審査の結果、必要と判断する検査（現場確認等）

(2) 設備符号「AHW」を追記する場合（前 1.(1)、(2)及び(3)ご参照）

(i) 書類提出

以下の図面及び資料を検査の 1 ヶ月前までに弊社機関部へご提出ください。

[承認用]

- ・ アンカーハンドリングウインチの全体配置図
- ・ アンカーハンドリングウインチの構造図
- ・ 金物図
- ・ 装具配置図
- ・ 装具一覧表
- ・ 駆動装置構造図
- ・ 動力系統図
- ・ 作動及び制御機構図
- ・ 安全装置図
- ・ 保護装置図
- ・ その他弊社が必要と認める図面及び書類

[参考用]

- ・ アンカーハンドリングウインチの仕様書
- ・ アンカーハンドリングウインチの操作保守手引書

なお、本船保管図面の紛失、及び製造者の事業取り止め等により図面を所持していない場合は、予め関係者（事業承継者、代理店、保守事業者等）と協議の上、ご準備いただきますようお願いいたします。

ただし、当該図面の提出はアンカーハンドリングウインチ及び装具の過去の検査記録及び証明書をご提出いただくことで省略が可能となりますので、その際には検査の 2 週間前までに弊社担当支部・事務所にご提出ください。

(ii) 検査申込

図面審査完了後、以下に掲げる項目の検査をお申し込みください。

- ・ 詳細検査 [揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 2 編 2.4]
- ・ 作動試験（機能試験を含む） [揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 2 編 2.3.2-2(5)及び 2.5]

（次頁に続く）

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[規則適用(AHW)、一般に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022

E-mail: mcd@classnk.or.jp

[規則適用(AHV)に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 船体部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2017

E-mail: hld@classnk.or.jp

[検査に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

[IACS 動向及び弊会規則取り入れに関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 開発部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2181

E-mail: dvd@classnk.or.jp

弊会公式 LinkedIn ページでは、IMO・IACS・EU の規制、PSC 動向など、
海事分野における最新情報や弊会の各種活動を発信しています。
右のバナーよりは是非フォローをお願いいたします。

Follow ClassNK at  